新型コロナウイルス関連情報(11月6日現在)

1 墺連邦保健省によれば、6日(金)15時現在、新たにオーストリア国内で7,163名の新型コロナウイルス(COVID-19)感染の確定症例及び72名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は141,297名(内死亡数:1,340名、治癒数:83,707名))となります。

国内発生状况

(州:累計確定症例数(前日比))

・ウィーン市(州) : 37,466名(+1,116)

オーバーエスタライヒ州: 25,891名(+1,794)

・ニーダーエスタライヒ州: 21,078名(+1,019)

・チロル州 : 17,389名(+ 781)

・シュタイアーマルク州 : 14,040名 (+1,110)

・ザルツブルク州 : 9,638名 (+ 607)

・フォアアールベルク州 : 7,662名(+ 212)

・ケルンテン州: 4,487名(+ 294)

・ブルゲンラント州 : 3,646名(+ 230)

(州:死亡数(前日比)、治癒数)

・ウィーン市(州) : 375名(+ 7)、25,400名

・オーバーエスタライヒ州:174名(+14)、14,545名

・ニーダーエスタライヒ州:220名(+13)、12,605名

・チロル州:145名(+ 7)、11,872名

・シュタイアーマルク州 : 257名 (+12)、 6,007名

・ザルツブルク州 : 57名(+ 4)、 4,903名

・フォアアールベルク州 : 45名(+ 4)、 4,500名

・ケルンテン州 : 36名(+10)、 2,138名

・ブルゲンラント州 : 31名(+ 1)、 1,737名

2 6日、4色信号機システムが更新され、オーストリアの全域が赤色となりました。

4 色信号機システム特設サイト

https://corona-ampel.gv.at/

3 スロベニア政府はケルンテン州を新型コロナウイルスの危険地域に指定しました。これにより、オーストリア全土が危険国に指定され、8日以降、オーストリアからスロベニアに入国する者に対して、48時間以内の陰性証明の提示または10日間の自己隔離が義務付けられます。

オーストリア外務省ホームページ

https://www.bmeia.gv.at/reise-aufenthalt/reiseinformation/land/slowenien/

4 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関(AGES)は、新型コロナウイルスへの 感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療 目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考:コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔(特に口、目、鼻)を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・くしゃみをする際、咳をする際は使い捨てティッシュに行うか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報 (独語)

https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-

Coronavirus - (2019 - nCov). html

○AGES Dashboard (各行政区毎の過去7日間の感染状況等) (独語・英語)

https://covid19-dashboard.ages.at/

○4色信号機システム特設サイト(独語)

https://corona-ampel.gv.at/

○新型コロナウイルス・ホットライン (独語・英語)

Infoline Coronavirus: 0800 555 621 (月一金, 9:00-17:00)

ウェブサイト: https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708 00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関(WHO)

○ウェブサイト: https://www.who.int/health-topics/coronavirus

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所: Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話: (市外局番01) 531920

Fax: (市外局番01) 5320590

ホームページ: https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html